

補助金調書

補助金名	青年農業者連携促進事業補助金			担当課 (連絡先)	農林水産局総務農林部農業政策課 (TEL092-711-4852)	
交 付 先	☐ 団体	福岡市青年農業者連絡会	区分	その他の補助金		
交付先決定方法	☐ 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	補助目的を達成し得る事業実施主体が限定されるため。					
補助開始年度	昭和51	年度	経過年数	50	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 本市農業の次代を担う青年農業者を中心とする組織活動を支援し、農業の担い手の育成及び確保を図る。 【補助対象事業】 青年農業者を中心とした各種交流事業、青年農業者が主体となる組織の組織運営事業、その他青年農業者の育成を目的とした事業					
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	3	回	
終期を延長する理由	農業の担い手となる若手農業者の育成が必要であり、市内青年農業者間の相互研鑽と仲間意識の協調を深めることは、本市農業の発展に寄与するため。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	☐ 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ○補助対象経費 補助対象事業の実施に要する経費のうち、広報費、旅費、印刷消耗品費、使用料及び賃借料、材料費、役務費、報償費 ○補助金額の算定方法 対象事業費の1/2以内				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件		
	390 千円	205 千円	205 千円	205 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	一般消費者との交流会の開催、他市町村の青年農業者との交流、研修会の開催等					
補助金交付 による効果	組織活動を通し、青年農業者間で連携や相互研鑽することにより、広い視野が身につくとともに農業に対する意欲向上につながる。また、異なる生産品目の農業者との交流が生まれることで、幅広い視点における農業経営等の情報共有、仲間づくりにつなげることができる。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。